

〔情報に就いて〕各組合支部は左の諸項に就き刻々報告すべし  
イ、工場、鑛山署名デーの實行日とその成績（各支部の成績は支部別に機關誌で發表す）

ロ、宣傳週間中及街頭署名デー等の活動計畫並に成績

二月十九日

各組合及組合請願署名數

東京地方聯合會	一〇四二九
神奈川縣聯合會	一一六一
川口金屬労働組合	一〇七四
關西事務局	一〇八六
鑛夫組合	一三〇一
常務聯合會	三四七
九州聯合會	五七六
高知縣聯合會	五二三
東北合同	二二五
川俣支部	五六〇
高山一般労働組合	四〇
本島四署名	五八

以上

一般街頭署名  
友誼團體として

二八  
二六三九

蒲田労友會

四四四

一名者總計

二〇四六三

〔請願文

健康保險法改正、労働組合法制定、失業保險法、最低賃銀法制定、尾外労働者災害扶助法制定、母性保護法制定、工場法、鑛業法、改正労働争議調停法、治安警察法、暴力行為取締法、改廢請願に關する件。

一、題記の件、別記請願の趣旨に依り請願に及び候也  
一、別記請願の趣旨

健康保險法の改正

大正十五年現行健康保險法實施せられて以來、四ヶ年に亘る被保險者の體験に徴するも、亦之を國際的並に國內に於ける産業の發展と社會の趨勢に徴するも、將亦保險制定の本來の趣旨に徴するも現行健康法には缺陷極めて多し。  
就中その根本的缺陷と認むべきものは、一、現行健康保險法の實施によりて從來工場法、鑛業法並に諸種の共済制度によりて

を止め専ら保險醫制を採ること。

六、雇傭、退職後も一定期間は何等の手続を要せずして被保險者たる地位を保ち、尙一般失業期間も醫療を受ける權利を認めること。

七、保險組合の理事長は労働者代表、理事から選出し得ること  
に改めること。

八、諸種の手續、殊に金錢受取手續を簡捷にすること。

九、保險給付の百八十日の限度を撤回すること。

労働組合法の制定

今日國の趨勢に見るも、亦國內産業の發展並に社會の趨勢に見るも、労働者の團結權、罷業權、労働協約權は労働階級の既得の權利にして、之が除議立法たる労働組合法即時制定は緊急必要事たるは今更喋々するを要せず、現に現行工場法施行令第二十七條に對する當局の解釋、或は現行労働争議調停法等の事例に徴するも労働組合法制定は必然的歸結として見るべきものたり。

我等の要求せんとする労働組合法の要綱は左の如し。

労働組合法要綱

二九

當然享有したる労働者の既得利益を喪失せしめたること。二、被保險者の負擔の比較的重くして事業主及び國家の負擔の過小なること。三、被保險者の受くべき利益及び範圍は極めて狭小にして眞に労働階級の保險に役立たざるのみならず、その手續き並に現行制度の不備の存することとなりとす。  
今度現行健康保險法に上述の如き缺陷の存することは、既に輿論も之を認める所、茲に我等の改正要案を附して即時根本的改正を請願するものなり。

健康保險法改正要綱

- 一、被保險者の範圍を擴張し一切の被僱者に及ぼすこと。
- 二、給付の範圍を擴張し、主の死亡の際に於ける労働能力なき遺族の扶助料にも加へ、醫療給付は被保險者の家族に及ぼすこと。
- 三、公傷病私病の區別なく、保險料の金額は事業主の負擔すること。
- 四、醫療制度の不備を改め、その費用人の國及び事業主の負擔とすること。
- 五、醫療制度改善のためには政府と日本醫師會と、絶括的契約